

小浜市告示第 23 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

この届出にかかる字の区域の変更は、平成24年4月4日からその効力を生ずるものとする。

平成24年4月4日

小浜市長 松崎晃治

次の区域の地先の公有水面埋立地2,198.03平方メートルを小浜白鬚に編入する。

大字	字	地番
小浜白鬚		65 66
これらの区域に介在する道路、水路である国有地の一部		

次の区域の地先の公有水面埋立地4,095.50平方メートルを小浜日吉に編入する。

大字	字	地番
小浜日吉		15 16 49
これらの区域に介在する道路、水路である国有地の一部		